

会 費 規 程

施行 平成25年4月1日
改正 平成30年5月24日
改正 2019年5月23日
改正 2020年5月21日
改正 2021年5月19日
改正 2022年5月19日
改正 2022年6月20日

第1条 目的

本規程は、一般社団法人全国空港事業者協会定款第7条の規定に基づき、各会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 正会員の会費

正会員の納める会費の算出は、次項から第4項に定めるところによるものとする。

2 会費の総額は、各年度の収入支出予算の編成において設定するものとする。

3 会費の構成は、正会員各社が属する以下の年間旅客数(1)から(11)までの次のグループ別とする。

- (1) 年間旅客数5,000万人以上
- (2) 〃 1,000万人以上5,000万人未満
- (3) 〃 500万人以上1,000万人未満
- (4) 〃 200万人以上500万人未満
- (5) 〃 100万人以上200万人未満
- (6) 〃 70万人以上100万人未満
- (7) 〃 50万人以上70万人未満
- (8) 〃 40万人以上50万人未満
- (9) 〃 30万人以上40万人未満
- (10) 〃 10万人以上30万人未満
- (11) 〃 10万人未満

(1) (1)から(10)までのグループごとの会費額については、第4項の規程に基づき算出する。

(2) (11)のグループの会費額については、別に理事会で定める定額とする。

4 均等割額及び旅客数割額並びに年間旅客数(1)から(10)のグループ毎の定額の算出方法は、次によるものとする。

(1) 均等割額は、会費総額の20%に相当する額を正会員数で除した額とする。

(2) 旅客数割額は、会費総額の80%に相当する額に、正会員別旅客数割配分比率を乗じた額とする。当該配分比率は、正会員の総取扱旅客数で当該正会員の取扱旅客数を除して算出する。

(3) 前号の正会員の取扱旅客数は、国が公表する当該年の「各空港の利用状況」における「旅客

数」とする。

(4) 第1号から第3号により算出された各社の会費額について、前3項の年間旅客数(1)から(10)のそれぞれのグループに属する会社の平均額を当該グループの定額とする。

(5) 第2号の配分比率は、小数点以下4位までとし、5位以下は四捨五入とする。

(6) 第1号の均等割額、第2号の旅客数割額及び第4号のグループ毎の定額については 100 位は四捨五入とする。

5 前2項の規定により算出される結果に基づき、正会員の納める会費は理事会において定める。

6 第2項から第4項までの規定にかかわらず、理事会が新規入会会員について、期間を限ったうえで、出席した理事の3分の2以上の多数で別に会費を定めたときは、その会費とする。

第3条 特別会員の会費

特別会員の納める会費は、理事会において別途定める。

第4条 賛助会員の会費

賛助会員の納める会費は、一律140,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事会が賛助会員の納める会費を別途定めたときは、その会費とする。

第5条 会費の納入

会費の納入は、毎年度6月末までに全額納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、分納する場合(2分割に限る。)には前年度の末日までに会長あて文書で通知のうえ、会費の半額を6月末までに、残り半額を10月末までに納付しなければならない。

3 年度の途中で入会した場合の会費は、入会後の月数(入会した月を含む)に応じた額とし、原則として入会と同時に納付する。

第6条 会費納入時期の変更

理事会は、会員から会費納入時期について変更の申し出があり、やむを得ないと認めるときは、当該年度に限り会費納入時期を変更することができる。

第7条 臨時会費

本会の運営に必要なときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

第8条 会費の減免

次の各号に該当する場合は、会費を減免することができる。

(1) 会員が休業中の場合。

(2) 理事会が、会員から会費軽減の申し出があった場合において、債務超過等の特別な事情によりやむを得ないと認め、当該年度について当該会員の会費を軽減する決議をしたとき。

第9条 退会に伴う会費の扱い

定款第8条の規定により退会し、第9条の規定により除名され、又は第10条の規定により会員資格を喪失した場合には、既納の入会金及び会費は返還しない。

第10条 登録情報・個人情報

会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

附 則 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 この規程は、2019年5月23日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。

附 則 この規程は、2020年5月21日から施行し、同年2月1日に遡って適用する。

附 則 この規程は、2021年5月19日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。

2 第5条第2項で定める会長あて文書の通知は、2021年度に限り当該年度の5月末日までとする。

附 則 この規程は、2022年5月19日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。

附 則 この規程は、2022年6月20日から施行する。